

不利益処分に関する処分基準 個票

上下水道局 下水道建設課

不利益処分の内容	栃木市農集排施設の設置等に関する条例に違反した者等に対する過料
根拠法令等及び条項	栃木市農業集落排水処理施設の設置等に関する条例第19条
根拠条項	栃木市農業集落排水処理施設の設置等に関する条例第19条
参考事項	
設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
処分基準	<p>【 基 準 】</p> <p>1 対象となる者</p> <p>(1) 第5条第1項の規定による確認を受けないで排水設備等の新設等の工事を行った者</p> <p>(2) 第6条の規定に違反して指定工事店でないのに排水設備等の新設等の工事を行った者</p> <p>(3) 第7条第1項の規定による工事完了届又は第9条に規定による使用開始届の届出を怠った者</p> <p>(4) 第8条の規定に基づく排水設備の改善命令に違反した者</p> <p>2 処分内容</p> <p>5万円以下の過料</p>